

テレホンサービス利用規定

1. (テレホンサービスの内容)

この規定でいうテレホンサービス（以下「本サービス」といいます）とは、当行に対し所定の申込手続を完了した方（以下「利用者」といいます）が、当行との取引に関する情報を、利用者の電話（以下「端末」といいます）を使用してANSERセンターを経由し当行より授受するサービスと、当行との取引に関する情報を、当行からANSERセンターを経由して利用者の端末に通知するサービスをいいます。

2. (授受データの範囲)

授受データは、表面申込書により当行と契約した通知サービス、照会サービスおよび振込・振替サービスに関するデータとします。

3. (取扱要領)

データ授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通信上の規約等については、当行が定める方法により行うものとします。

4. (通知サービス)

本サービスにおける通知サービスは、利用者の通知対象預金口座の振込入金明細、入金金明細等を利用者の連絡先電話番号に対し、当行より通知を行うサービスです。利用者は、通知対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号と連絡先電話番号等を当行に対しあらかじめ届け出るものとします。

5. (通知サービスの方式等)

- (1) 当行で受信した照会用暗証番号が届出の照会用暗証番号と一致した場合には、照会用暗証番号の送信者を利用者とみなして通知します。ただし、準備確認方式を指定した場合は、通知時の照会用暗証番号の確認を省略できるものとします。当行が照会用暗証番号等の一致を確認して取り扱いましたうえは、照会用暗証番号等につき盗用・不正使用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- (2) 当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、利用者に連絡することなく、その内容を変更または取り消すことがあります。

6. (照会サービス)

本サービスにおける照会サービスは、あらかじめ指定された照会対象預金口座の残高、振込入金明細、入金金明細等の照会ができるサービスです。利用者は、本人確認のための照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号と照会用暗証番号等を当行に対しあらかじめ届け出るものとします。

7. (照会サービスの受付等)

- (1) 照会サービスを利用する場合は、当行が定めた電話番号あてに送信をおこない、照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号、その他所定の事項を、当行が定める方法に基づいて、端末より入力してください。
- (2) 当行で受信した照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号が、届出の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号と一致したときは、送信者を利用者とみなし応答します。当行が照会用暗証番号等の一致を確認して取り扱いましたうえは、照会用暗証番号等につき盗用・不正使用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- (3) 当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、利用者に連絡することなく、その内容を変更または取り消すことがあります。

8. (振込・振替サービス)

- (1) 本サービスにおける振込・振替サービスは、次の振込・振替取引を行う場合に利用できるサービスです。利用者は、本人確認のための振込振替用暗証番号を当行に対しあらかじめ届け出るものとします。
依頼日当日に、あらかじめ利用者が指定した利用者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落のうえ、利用者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引
- (2) 前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ利用者が届け出る方式（以下「事前登録方式」といいます。）により行うものとします。
- (3) 第1項の振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。
支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義がことなる場合には、「振込」として取扱います。
支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

9. (振込・振替取引の依頼)

- (1) 振込・振替サービスによる1件あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、あらかじめ利用者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (2) 振込・振替サービスにより振込・振替取引を依頼する場合には、当行が定めた電話番号あてに送信をおこない、入金指定口座の登録番号、支払指定口座の店番号、預金種目、口座番号、振込・振替金額、振込振替用暗証番号、その他の所定の事項を、当行所定の方法により端末より入力してください。当行は入力された事項を依頼内容とします。
- (3) 当行が受信した振込振替用暗証番号と届出の振込振替用暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを端末より入力してください。

10. (振込・振替契約の成立等)

- (1) 依頼内容は、当行が受信した振込振替用暗証番号と届出の振込振替用暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が振込振替用暗証番号の一致を確認して取扱いましたうえは、振込振替用暗証番号につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗聴等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、支払指定口座からの払戻しが有効に成立するものとし、また当該事故により生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- (2) 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を利用者の端末に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行は、依頼内容確定時に、振込・振替資金、振込手数料（第15条第2項ただし書きの方法により支払うものを除きます。）（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳、払込請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引き落とすものとします。また、領収書等は発行しないものとします。
- (4) 振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引き落としした時に成立するものとします。
- (5) 前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は依頼内容にもついで振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
- (6) 以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取り扱いはできません。
支払指定口座が解約済のとき
振込または振替の受付時に、振込・振替資金等の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき
利用者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき
差押え等やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの支払を不適当と認めたとき
振替取引において、入金指定口座が解約済のとき
その他当行が振込・振替サービスを停止すべきと判断する事由が生じたとき
- (7) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

11. (振込・振替依頼内容の変更、組戻し)

- (1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により組戻しを行ったうえで再度振込を行うこととします。
訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。ただし、当行と利用者との間で、別途組戻しの手続きを定めた場合は、当該手続により取り扱うこととします。
組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取消はできません。
- (6) 振込・振替サービスにおける取引内容の確認等)
 - (1) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、端末より、当行の所定の期間、当行所定の方法によって照会することができます。
 - (2) 振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。
 - (3) 第11項、第2項の場合において取引内容に相違があるときは、ただちにその旨をお取引店に連絡してください。

13. (秘密保持)

利用者は、本サービスの利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は、利用者が負うものとします。

14. (問題の解決方法)

データ授受およびその内容に関して、利用者との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録に基づき問題の解決にあたるものとします。

15. (手数料)

- (1) 本サービスの利用に際しては、当行所定の取扱手数料をいただきます。
取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払込請求書、小切手、またはカードの提出を受けることなく、あらかじめ利用者が指定した手数料引落口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。
利用申込みにより本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月額使用料の金額は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。
- (2) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、当行が認める場合において、当行所定の日に一括して前条の手数料引落口座から自動的に引き落とす方法によることができます。
- (3) 第11条第1項に規定する変更の受付にあたっては、当行所定の変更手数料をいただきます。
- (4) 第11条第2項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。

16. (利用内容・届出事項の変更)
- (1) 本サービスの利用内容を変更する場合、その変更内容を当行所定の書面により当行に届け出るものとします。
 - (2) 本サービスの利用内容の変更は、当行の手続が完了したときから効力を生じるものとします。
 - (3) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、その変更内容を、直ちに当行所定の書面により当行に届け出るものとします。
 - (4) 第2項の手続完了の前、もしくは前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (5) 第3項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
17. (災害等による免責事項)
- 次の各号の事由によって発生した本サービスに係る障害（本サービスの利用不能、振込・振替金の入金不能、入金遅延等）があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき
 - 当行の責によらず、回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき
 - 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
18. (解約等)
- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
 - (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - (3) 本サービスの利用契約の解約は、当行の手続が完了したときから効力を生じるものとします。
 - (4) 第3項の手続完了の前に生じた障害については、当行は責任を負いません。
 - (5) 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
 - (6) 利用者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、利用者への通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を利用者のあらかじめ届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されるものとします。
 - 支払の停止または破産・再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後試行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合
 - 利用者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 前3号のほか、利用者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
 - 解散その他営業活動を休止した場合
 - 本規定第15条に定める手数料等の本契約にかかる債務を2ヵ月連続して支払わなかった場合
 - 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - 利用者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
 - 本規定、銀行取引約定書その他利用者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - (7) 解約の場合、未払手数料は、解約と同時にしくは当行所定の日に引き落とします。
 - (8) 当行は、事前に利用者に通知することなくサービスを休止することができます。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
 - (9) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
19. (規定の準用)
- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、総合口座取引規定および当座勘定貸越約定書により取扱うものとします。
 - (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
20. (契約期間)
- この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されることとします。継続後も同様とします。
21. (顧客情報の取り扱い)
- 本サービスの利用に関し、当行は利用者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、利用者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

以上

(当行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)

[2014 年 9 月現在]